

「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」に基づき定めた共通基準を満たした自動車による営業取扱要領

1 目的

この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条に基づく営業許可の対象となる自動車のうち、兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市（以下「関係自治体」という。）のいずれかで営業許可を受けた自動車について、関係自治体の管轄する全ての区域において営業を認める場合の取扱いのうち、営業者が行う申請手続や必要な措置等について定め、食の安全を確保することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定める自動車をいう。
- (2) 「県管轄区域」とは、兵庫県内であって、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市を除く区域をいう。

3 対象

この要領の対象となる自動車による営業は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する営業許可業種のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店営業（令和3年6月1日以後に営業許可を受けたものであって「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」に基づき、関係自治体の協議により定めた共通基準（以下「共通基準」という。）を満たしたものに限る。）
- (2) 魚介類販売業（令和3年6月1日以後に営業許可を受けたものに限る。）
- (3) 食肉処理業（令和3年6月1日以後に営業許可を受けたものに限る。）

4 営業区域の範囲

関係自治体のいずれかの自治体で3に規定する営業許可を受け、5に規定する手続を経た営業者は、関係自治体の管轄する全ての区域において営業できるものとする。

5 申請書等の提出

- (1) 新たに営業許可申請を行う者であって、本要領の取扱いを希望する者は、次のとおり手続を行うこと。

ア 手続き先

原則として、自動車保管場所の所在地を管轄する関係自治体の主管事務所（県管轄地域においては、健康福祉事務所とする。以下同じ。）とする。自動車保管場所が関係自治体内にない場合は下処理施設を管轄する関係自治体とし、自動車保管場所及び下処理施設のいずれも関係自治体内にない場合は主たる営業区域を管轄する関係自治体の主管事務所に申請等すること。

イ 必要書類

- (ア) 法第55条に基づく、営業許可申請に必要な書類（申請手数料を添える。）
- (イ) 「食品衛生法に基づく自動車による営業許可に係る申出書」（様式1）（以下「申出書」という。）正・副2部
（なお、申出書には「取扱品目」（様式1別紙）を含む。）

また、手続きに当たっては、許可を申請する自動車について関係自治体の主管事務所の実地調査を受ける必要があるため、可能な限り申請当日に、自動車を持参すること。

ウ 記入方法

- (7) 食品営業許可申請書の「施設の所在地」欄には、次の①～④のいずれかを記入すること。

- ①営業区域が県下全域（関係自治体内すべて）の場合

「県下一円（ただし、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市を除く。）」

- ② ①の場合であって、厚生労働省の食品衛生申請等システムにより申請する場合

「営業許可申請を行う健康福祉事務所（保健所）の所在する市町、その他県下一円（ただし、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市を除く。）」

〔例〕 芦屋健康福祉事務所に営業許可申請をする場合

「芦屋市、その他県下一円（ただし、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市を除く。）」

- ③ 営業区域が県及び県以外の関係自治体のいずれかの場合

実際に営業する市町のうち、県管轄区域の市町名

〔例〕 芦屋市、宝塚市及び神戸市で営業しようとする者が芦屋健康福祉事務所に営業許可申請する場合

「芦屋市、宝塚市」

- ④ ③の場合であって、厚生労働省の食品衛生申請等システムにより申請する場合

営業許可申請を行う健康福祉事務所（保健所）の所在する市町

〔例〕 芦屋市、宝塚市及び神戸市で営業しようとする者が芦屋健康福祉事務所に営業許可申請する場合

「芦屋市、宝塚市」

- (4) 申出書の「主たる営業区域」欄には、実際に営業する区域を記入すること。

〔例〕 当該自動車県下全域（関係自治体内すべて）で営業する場合

「県下一円」

〔例〕 芦屋市、神戸市及び西宮市内のみで営業する場合

「芦屋市、神戸市、西宮市」

- (2) 現に営業許可を受けている者であって、本要領の取扱いを希望する者は、次のとおり手続きを行うこと。

ア 手続き先

現に営業許可を受けた関係自治体の主管事務所において手続きすること。

なお、同一の自動車について複数の関係自治体において許可を受けている場合は、5(1)アのとおりとする。

イ 必要書類

- (7) 「申出書」正・副2部

- (4) 対象自動車が現に許可を受けている営業の営業許可証

- (5) 食品衛生に関する手続等を定める規則（昭和38年3月18日規則第11号（以下「県規則」という。））第9条で定める営業許可条件変更申請に必要な書類（許可条件の変更のある場合のみ）

- (エ) 県規則第8条に定める変更届に必要な書類

（対象自動車の構造設備の変更がある場合のみ）

なお、手続きに当たっては、本要領の取扱いを希望する自動車について関係自治体の主管事務所の確認を受ける必要がある。

ウ 記入方法

上記（１）ウ(イ)のとおり。

(3) 営業者は、申出後に関係自治体の主管事務所から交付される提供品目等及び注意事項（様式２）及び営業許可証を、営業中は常に携帯し、営業許可証にあつては見やすい場所に掲げておくこと。

(4) 営業者が対象自動車において法第57条に定める営業を営む場合には、その営業区域を管轄する各関係自治体の主管事務所に別途営業届出すること。

なお、県管轄地域においては、複数の営業届出業種を営んでいる場合は、代表的な業種について届け出ること。

(5) 申出書の記載事項のうち、次の①～④に掲げる事項に係る内容を変更しようとする場合は、「食品衛生法に基づく自動車による営業許可に係る変更申出書」（様式３）を正・副２部提出すること。

- ① 自動車保管場所の所在地
- ② 下処理施設の所在地
- ③ 主たる営業区域
- ④ 取扱品目（飲食店営業のみ）

(6) 申出を行った施設について、その営業許可に併せて本要領に係る取扱いについても承継（譲渡・相続・合併・分割）する時に、申出書の記載事項のうち5(5)①から④の内容について変更がなければ、新たな申出あるいは申出に係る変更の届出はなくとも、本要領の取扱いに係る地位を承継することができる。

(7) その他、兵庫県以外の関係自治体における取扱いについては、当該営業を営む区域を管轄する自治体の主管事務所に別途相談すること。

6 許可営業施設の構造設備及び食品の取扱い

(1) 許可営業施設の基準は、3(1)にあつては共通基準（別紙）第１のとおり、3(2)及び(3)にあつては食品衛生法基準条例（平成11年12月20日条例第56号。以下「条例」という。）別表の規定のとおりとする。

(2) 営業に必要な条例別表第２の部第１号(１)で定める自動車による飲食店営業における貯水設備の容量については、共通基準（別紙）第２のとおりとする。

(3) 自動車による魚介類販売業における営業品目及び貯水設備の容量については、鮮魚介類を丸のまま包装せずに販売する場合は約40L、鮮魚介類を処理して加熱用として販売する場合は約80Lとする。

なお、鮮魚介類を処理して生食用鮮魚介類として販売することは認めない。

7 公衆衛生上必要な措置の基準

営業者は、法第51条第２項の規定により、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17及び別表第18の基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。加えて、以下の点についても遵守すること。

(1) 給水用の貯水設備は、常に飲用に適する水が供給されるよう定期的に清掃し、清潔に保つこと。

(2) １日の営業開始の都度、所定の量の水道水又は飲用に適する水を貯水設備へ給水し、営業終了後、給水・廃水用の貯水設備内の水を適切に廃棄すること。

(3) 食品を調理する作業場の機械器具、容器その他の設備（以下「機械器具等」という。）は、それぞれの使用区分に従って使用し、取り扱う食品に応じて適切に洗浄消毒すること。

〔例〕アイスクリーム類の小分けに使用するディッシャーの洗浄消毒、氷菓を削る場合の刃の交換や洗浄消毒等

(4) 取扱品目及び取扱量は、営業施設の規模等に見合ったものとする。

(5) 作業は、必ず施設内で清潔に行うこと。なお、自動車による食肉処理業において、車外で剥皮をする場合にあっては、処理室の入口に隣接した場所で処理を行い、外部環境によるとたいの汚染等を防止すること。

(6) 冷凍原材料の解凍は、適切な温度で専用の容器等を用いて衛生的に行うこと。

(7) 食品、容器包装等は、ねずみ、昆虫、じん埃、異物等による汚染を防止し、適正な温度管理の下で保存すること。

(8) 取り扱う食品の原材料に応じて、その原材料が必要な営業許可を有する施設で製造され、規格基準に適合したものであることを確認して使用すること。

(9) 車外で下処理（仕込み・一次処理）を行う場合にあっては、作業内容から判断される適切な許可または届出を行った施設において処理を行うこと。

(10) 対象車両が牽引車と被牽引車に分離する仕様の場合、原則切り離しての営業は認めないが、営業場所の都合で切り離しが必要な場合は、すぐに被牽引車を移動できる場所に牽引車を待機させておくこと。

附 則
(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和8年6月1日から施行する。